

時間外投げ込み

青 畜 号 外
令和4年11月28日

報道機関各位

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及びNA亜型の 確定について

農林水産省から、令和4年11月20日（日）に横浜町で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門における検査の結果、別紙のとおり高病原性鳥インフルエンザ「H5N1亜型」の患畜であることを確認したとの発表がありましたのでお知らせします。

報道機関用提供資料		
担当課 担当者	農林水産部畜産課衛生・安全グループ 副参事 田中 慎一	
電話番号	直通	017-734-9498
	内線	4818
報道監	農林水産部 次長 蛭名 芳徳（内線：4966）	

青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 (国内13例目)の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

青森県横浜町で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(国内13例目)について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1. 概要

(1) 青森県横浜町の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(国内13例目、11月20日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門(注)が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

(2) これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家畜を高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

(3) また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

(注) 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する場合は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221120_2.html

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4582）

ダイヤルイン：03-3502-5994